

令和8年2月27日 開会 会期日数 1日間
令和8年2月27日 閉会 開議日数 1日間

令和8年第1回 後志広域連合議会定例会会議録

後志広域連合議会

令和8年第1回後志広域連合議会定例会

- 招集年月日 令和8年2月9日
- 招集の場所 ホテル第一会館 3階会議室
- 開 会 令和8年2月27日（金曜日） 14時49分 議長宣告
- 議事日程
 - 開会、開議宣告
 - 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 令和8年度後志広域連合行政執行方針
 - 5 議案第1号 後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 - 6 議案第2号 後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 - 7 議案第3号 令和7年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）
 - 8 議案第4号 令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
 - 9 議案第5号 令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 10 議案第6号 令和8年度後志広域連合一般会計予算
 - 11 議案第7号 令和8年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算
 - 12 議案第8号 令和8年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算

○ 出席議員（16名）

議長16番	岩井英明（赤井川村）	1番	堀清（古平町）
2番	山本俊三（積丹町）	3番	堤富佐代（留寿都村）
4番	坂下初雄（島牧村）	5番	嶋田茂（仁木町）
6番	中村厚子（京極町）	7番	小川泰樹（喜茂別町）
8番	熊谷雅幸（蘭越町）	9番	古谷眞司（俱知安町）
10番	稲葉寛久（神恵内村）	11番	陰能裕一（真狩村）
12番	浅井文博（共和町）	13番	三浦弘文（泊村）
14番	菅一（黒松内町）	15番	青羽雄士（ニセコ町）

○ 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

広域連合長	鎌田満
代表監査委員	佐藤嘉己

○ 出席説明員

副広域連合長	北川淳一
事務局長兼総務課長	高橋俊光
会計管理者	瀬戸雅哉
税務課長	岡林雅人
国民健康保険課長	埜口浩司
介護保険課長	田中哉利
総務課総務係長	松田典明
税務課滞納徴収係長	萬年博文
国民健康保険課国保係長	一宮智紀
国民健康保険課保険給付係長	菅野まみ
介護保険課介護保険係長	谷井彩乃
介護保険課事業推進係長	松尾真由美
介護保険課保険管理係長	村山弘樹

介護保険課介護給付係長 上 妻 竜 一

○ 出席事務局職員
事 務 局 長 高 橋 俊 光
書 記 高 松 田 典 明

○ 会議録署名議員
5 番 嶋 田 茂 (仁木町) 6 番 中 村 厚 子 (京極町)

◎開会、開議の宣言

○ 議長（岩井英明）

皆さん、ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は16名であります。
令和8年第1回後志広域連合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○ 議長（岩井英明）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、5番、嶋田議員、6番、中村議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○ 議長（岩井英明）

日程第2「会期の決定」を議題といたします。
会期の決定につきましては、本日、議会運営委員会が開催され、その結果、本日1日限りとの報告がありました。
お諮りいたします。
本定例会の会期は本日1日限りしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○ 議長（岩井英明）

日程第3「諸般の報告」をいたします。
本定例会に提出された議案につきましては、既に配布しております議案つづりのとおりであります。
次に監査委員から、12月から2月までの例月出納検査の結果、正当である旨の報告がありましたので、お知らせをいたします。
次に、地方自治法第121条の規定による説明員は、お手元に配付いたしております一覧表のとおりであります。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政執行方針

○ 議長（岩井英明）

日程第4「令和8年度後志広域連合行政執行方針」を行います。
鎌田広域連合長。

○ 広域連合長（鎌田満）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

はい。

○ 広域連合長（鎌田満）

令和8年第1回後志広域連合議会定例会において、令和8年度の各会計予算案並びに諸議案のご審議をいただくに当たり、広域連合行政の執行に対する所信を申し上げ、広域連合議会議員の皆様をはじめ、関係町村の皆様の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

初めに、令和7年度の広域行政の執行につきましては、後志広域連合議会並びに関係町村のご理解とご協力を賜り、各事務・事業が円滑に推進できましたことを、心から感謝とお礼を申し上げます。

後志広域連合は、これまで後志広域連合広域計画に基づき、関係町村が互いに連携し、効率的で効果的な行政体制を構築し、事務・事業の共同執行、共同処理により、地域の一体的・総合的な発展に努めてまいりました。

現在、人口減少に加え、国際情勢の不安定化や円安などに起因する物価の高騰などが住民生活や地域経済に様々な影響を及ぼしており、地域の持続的発展のための創意工夫が一層求められています。

このような中であって、令和8年度の予算編成に当たっては、当地域の持続的発展に向け、関係町村の依然として厳しい財政事情に配慮しながら、最小の経費で最大の効果を上げるべく、所要の予算を取りまとめたところであります。

令和8年度における税の滞納整理業務については、前年度から引き継いだ介護保険料の滞納事案を含め、関係町村との連携を密にし、滞納事案の随時引受も行いながら、原則として滞納処分を前提とした厳正かつ効果的な滞納整理を行うことにより、税負担の公平性を図るとともに、税収の確保に努めてまいります。

また、引受案件については、的確な情報収集と実態把握に努め、差押財産については、インターネット公売や合同公売会への参加など、早期の換価処分による滞納額の圧縮を図ってまいります。

迅速な財産調査と滞納整理の早期着手のため、金融機関に対する預貯金等情報の照会・回答のオンライン化の有用性について、試行運用により検証を行います。

さらに、滞納整理に係る職員研修を開催し、各町村における徴収技術の向上を図るとともに、困難事案について連携を図るなど、広域連合の成果を最大限発揮できるよう努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度からの都道府県単位化により、道は財政運営の責任主体として安定的な財政運営を図るとともに、令和12年度を目途に保険料（税）負担の統一を目指すこととしていることから、関係町村において、当該統一に係る課題解決に鋭意取り組んでいるところです。

当広域連合においては、関係町村、道及び関係機関との適切な役割分担と連携による事業運営を担い、医療に要する費用の適正化、円滑で効率的な保険給付等の推進を通じて、被保険者が安心して質の高い医療が受けられるよう取組を進めてまいります。

また、保健事業においては、被保険者一人当たりの医療費水準に着目し、引き続き関係町村と連携を密にしながら、特定健診の受診率向上につながる取組や、重症化予防のための生活習慣病の早期発見など、効果的な事業の展開に取り組み、被保険者の一層の健康の保持と増進に努めてまいります。

介護保険業務につきましては、第9期介護保険事業計画の最終年度として、これまでの取組の成果を定着・深化させるとともに、次期計画の策定においては、現行計画の評価と課題を整理し、保険給付と地域支援事業の円滑な実施を確保できるよう、関係町村と連携しながら作業を進めてまいります。

人口減少や高齢化の進行、介護人材の不足、サービス提供体制の地域偏在など、介護保険制度を取り巻く環境が一層厳しさを増している中、保険者としての役割や、町村事業の実施主体としての責務のもと、介護サービス事業者や関係町村への積極的な支援を引き続き実施してまいります。

介護給付の財政基盤である介護保険料の確保においては、昨年度から、滞納整理事案について税務部局との連携を図っておりますが、被保険者の納付の利便性にも配慮し、収納率を向上する等の観点から、今年度より、コンビニエンスストアでの納付を可能とする「コンビニ収納」を導入いたします。

次に、令和8年度各会計の予算案について、申し上げます。

一般会計予算の歳入歳出総額は、2億1,282万円で、前年度との比較では、886万3,000円の増額であります。

また、関係町村の負担金は、1億3,157万7,000円で、前年度との比較では、1,591万3,000円の増額となっております。

国民健康保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、69億336万9,000円で、前年度との比較では、3,872万4,000円の減額となっております。

また、関係町村の分賦金は、21億3,982万4,000円で、前年度との比較では、5,309万7,000円の増額となっております。

介護保険事業特別会計予算の歳入歳出総額は、65億8,619万8,000円で、前年度との比較では、1億5,336万8,000円の増額となっております。

また、関係町村の負担金は、10億2,635万2,000円で、前年度との比較では、2,576万2,000円の増額となっております。

各会計予算の合計は、137億238万7,000円で、前年度との比較では、1億2,350万7,000円の増額となり、関係町村の負担金は、32億9,775万3,000円で、前年度との比較では、9,477万2,000円の増額となりました。

なお、派遣職員の人件費に係る派遣元町村への負担金は、一般会計が4,953万7,000円、国民健康保険事業特別会計が3,334万6,000円、介護保険事業特別会計が5,591万4,000円、合計で1億3,879万7,000円、前年度との比較では、613万6,000円の増額となります。

広域連合の事務組織は関係町村等からの派遣職員により構成されておりますが、正規職員を一定程度確保することにより組織の安定と持続的発展を図るため、令和7年度には3名を採用し、引き続き、今年度も採用に向けた取組を進めてまいります。

今年度は、第4次後志広域計画の最終年度であることから、計画の着実な推進とともに、次期計画の策定に向け、関係町村と連携し取り組んでまいります。

今日、地方自治体は、人口減少対策、地域経済の活性化、持続可能な行財政運営など、多くの課題を抱えておりますが、後志広域連合に託された役割をしっかりと果たすため、議員の皆様からいただきます多くのご指導とご助言をもとに、関係町村と緊密な連携を図りながら、事務・事業の共同執行と権限委譲の受け皿となる後志広域連合の発展に、職員と共に全力を尽くして取り組む所存であります。

以上で、令和8年度の後志広域連合行政を執行するに当たり、その方針と主な取組について、所信を申し上げます。

議会議員の皆様、関係町村の皆様、関係機関各位の、より一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。令和8年度の行政執行方針といたします。

以上です。

よろしく願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

これで、令和8年度後志広域連合行政執行方針を終わります。

◎日程第5 議案第1号

○ 議長（岩井英明）

日程第5、議案第1号「後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（高橋俊光）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

高橋事務局長。

○ **事務局長（高橋俊光）**

議案第1号「後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」。

後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月27日提出、後志広域連合長鎌田満。

表紙をめくっていただき、1ページからの改正文の読み上げは省略させていただきます。

5ページ下段の説明内容をご覧ください。

この条例改正は、令和7年の人事院勧告に伴い本広域連合条例が準用する倶知安長条例の例により、給料表の改定を行う予定です。期末・勤勉手当につきましては、条例により、倶知安町の例によると規定されているため、給料表のみを改正となります。

なお、本条例は附則により、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものです。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長（岩井英明）**

はい、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（岩井英明）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（岩井英明）**

討論なしと認めます。

これより議案第1号「後志広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ **議長（岩井英明）**

異議なしと認めます。

したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第2号

○ **議長（岩井英明）**

次に日程第6、議案第2号「後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ **事務局長（高橋俊光）**

はい、議長。

○ **議長（岩井英明）**

高橋事務局長。

○ 事務局長（高橋俊光）

議案第2号「後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」。

後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和8年2月27日提出、後志広域連合長鎌田満。

この議案についても改正文の読み上げは省略させていただき、4ページ下段の説明内容をご覧ください。

先ほどの第1号議案と同様に、給与改定に伴う給料表の改定となります。この条例改正も給料表のみの改定となります。

附則により本条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより議案第2号「後志広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第3号

○ 議長（岩井英明）

次に日程第7、議案第3号「令和7年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（高橋俊光）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

高橋事務局長。

○ 事務局長（高橋俊光）

議案の審議に当たりまして「議案の補足資料」を添付しております。一般会計から介護会計まで概要を記載しておりますので、こちらも併せてご覧いただきたいと思います。

はじめに、一般会計補正予算の概要について、「議案の補足資料」にてご説明申し上げます。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ373万1,000円を減額し、歳入歳出の総額を2億67万3,000円とするものでございます。

全体といたしまして、人事院勧告に伴う給与改定に係る人件費の増、各費目の執行見込みによる執行残の減によるものでございます。

まず、歳出でございますが、議会費が71万5,000円の減。議員視察研修の中止に伴う執行残の減額でございます。

総務費は301万6,000円の減。総務管理費における人件費の増及び旅費、役務費、委託料の執行残の減。徴税費における、滞納処分執行減による旅費、手数料の減などによるものとなっております。

歳入でございますが、町村負担金は214万4,000円の減額。

繰越金は、前年度繰越金の留保分で265万7,000円の増額。

諸収入につきましては、滞納処分費の実績減が主なもので424万4,000円の減額となっております。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第3号「令和7年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）」。

令和7年度後志広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億67万3,000円とする。

第2項の朗読は省略させていただきます。

令和8年2月27日提出、後志広域連合長鎌田満。

事項別明細書の歳出からご説明いたします。

8ページをご覧ください。

1款、1項、1目「議会費」、補正額71万5,000円の減額。内容といたしましては、議員視察研修の中止により、報酬、旅費、使用料及び賃借料を減額するものでございます。

続きまして、9ページ、2款、1項、1目「一般管理費」、補正額169万円の増額。1節「報酬」から10ページ18節「負担金補助及び交付金」までは執行見込みによる増減です。

1節「報酬」から4節「共済費」までは、会計年度任用職員の給与改定に伴うそれぞれの増額。

18節「負担金補助及び交付金」は派遣職員の給与改定による人件費負担金の増額となっております。

続きまして、11ページをご覧ください。

2款、2項、1目「税務総務費」、補正額461万6,000円の減額。8節「旅費」は、管外・道外への滞納処分の執行実績等による減。

11節「役務費」は、不動産鑑定及びインターネット公売の未執行による手数料の減。

18節「負担金補助及び交付金」は、派遣職員の給与改定による人件費負担金の増額となっております。

12ページをお開きください。

2款、4項、1目「監査委員費」、補正額9万円の減。執行残によるものです。

続きまして、歳入をご説明いたします。

5ページにお戻りください。

1款、1項、1目「負担金」、補正額214万4,000円の減額。歳出の減額に伴う町村負担金の減です。各町村別の内訳は説明欄のとおりでございます。

6ページをご覧ください。

5款、1項、1目「繰越金」、265万7,000円の増額。前年度繰越金の留保分です。

7ページの6款、2項、1目「滞納処分費」、427万1,000円の減額。歳出の「税務総務費」で

申し上げましたが、公売等の未執行による滞納処分費を減額するものであります。

2目「雑入」2万7,000円は、会計年度任用職員の社会保険料です。

なお、1ページの第1表歳入歳出予算補正及び3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより議案第3号「令和7年度後志広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第4号

○ 議長（岩井英明）

日程第8、議案第4号「令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議案第4号「令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

議案の補足資料2ページをお開き願います。

先ほど一般会計と同様、こちらの補足資料からご説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回の補正では、歳入歳出総額を66億9,389万円とし、歳入歳出それぞれ3億5,644万5,000円を減額するものでございます。

主な内容を記載順にご説明いたします。

歳出、1「総務費」、(1)の一般管理費では、1億5,210万5,000円の増額となります。

(1)の下段に記載のへき地直営診療所運営費等負担金は、4町村分を新規分として追加するものです。

続いて、2「保険給付費」、(1)の療養給付費では、5億859万3,000円の減となります。

療養給付費の各町村ごとの年度内における高額給付分を留保しつつ、実績見込みを勘案して減額をするものです。

3ページをお願いします。

4「諸支出金」の(1)償還金は、334万2,000円の追加。令和6年度交付金等の精算に伴う道への返還金となります。

続いて、歳入ですが、2「道支出金」の(1)給付費等交付金(普通)分は、歳出の保険給付費の減額によるものです。

(2)(特別)分の内訳としまして、へき地直営診療所交付金分のほか、他の事業に充てる分が約3,800万円の増となります。

この増額する交付金を町村負担金の対象経費に充当することから、1の分賦金を減額するものであります。

本資料による説明は以上であります。

それでは、補正予算書によりご説明を申し上げます。

予算書のご参照をお願いいたします。

議案第4号「令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」。

令和7年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億5,644万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億9,389万円とする。

第2項の規定については、朗読を省略させていただきます。

令和8年2月27日提出、後志広域連合長鎌田満。

では、事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、10ページをお開き願います。

1款、1項、1目「一般管理費」、1億5,210万5,000円。1節「報酬」から4節「共済費」までは、国民健康保険課における一般職及び会計年度任用職員の人件費、それぞれ給与改定、報酬改定による増額です。

11ページの18節「負担金補助及び交付金」では、派遣職員5名分の人件費負担金として155万4,000円を追加するほか、へき地直営診療所負担金を追加するものです。

12ページをお開き願います。

1款、3項、1目「特別対策事業費」、41万8,000円の減。10節「需用費」から12節「委託料」まで、実績見込みに基づくものです。

2款、1項、1目「療養給付費」、5億859万3,000円の減。実績見込みによるものです。

特定財源その他911万4,000円につきましては、第三者納付金、今回補正後の額のうち521万9,000円、返納金が同じく389万5,000円です。

13ページをお願いします。

4款、1項、1目「特定健康診査等事業費」、184万5,000円の減。8節「旅費」から18節「負担金補助及び交付金」までは、関係町村の実績見込みに基づき減額するものです。

14ページ12節は、特定健診等委託料の減となります。

18節は、主に特定保健指導等的人件費負担金の減となります。

15ページになりますが、4款、2項、1目「疾病予防費」、103万6,000円の減。8節「旅費」と12節「委託料」は、こちらも各町村等で実施している疾病予防に係る経費について、実績見込みに伴い減額するものです。

12節の「委託料」は、各町村での各種がん検診等に係るものです。

6款、1項、1目「償還金」、22節「償還金利息及び割引料」、334万2,000円。令和6年度

の交付金等の精算に伴う道への返還金となります。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、5ページにお戻り願います。

1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」、1節「医療給付分」、3,658万9,000円の減。各町村の金額につきましては、説明欄に記載のとおりです。

7ページをお願いします。

2款、1項、1目「保険給付費等交付金」、1節「保険給付費等交付金（普通）」、5億1,770万7,000円の減。歳出の療養給付費の減額に伴うものです。

2節「(特別)」、1億8,876万7,000円。内訳としまして、保険者努力支援分が2,738万7,000円の追加。特別調整交付金が1億6,061万8,000円の追加。道繰入金2号分が98万6,000円の追加。特定健康診査等負担金が22万4,000円の減です。

8ページをお開き願います。

4款、2項「雑入」、1目「第三者納付金」と、2目「返納金」は、説明欄に記載の各町村の合計額が特定財源となるものであり、また、9ページ3目「雑入」との合計で、2款全体の補正額は908万4,000円となります。

参考として、補正予算の町村別内訳表を議案の最後に添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

なお、1ページからの第1表歳入歳出予算補正及び3ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書1総括につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします

○ 議長（岩井英明）

はい、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより議案第4号「令和7年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号

○ 議長（岩井英明）

次に日程第9、議案第5号「令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 介護保険課長（田中哉利）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

田中介護保険課長

○ 介護保険課長（田中哉利）

議案第5号「令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」について、ご説明いたします。

一般会計、国保会計同様、議案の補足資料からまずご説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。

補正につきましては、歳入歳出それぞれ3,333万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,884万1,000円とするものでございます。

まず概要についてご説明いたします。

歳出につきましては、令和7年度税制改正に伴う介護保険システム改修費や給与改定による人件費の増額、介護給付費や地域支援事業費につきましては、各事業の実績見込みによる増減としております。

また歳入につきましては、歳出の増減に伴いまして、町村負担金や国・道支出金及び支基金交付金について、それぞれの負担区分に応じて増減を行っているものでございます。各項目の金額につきましては記載のとおりとなっておりますので、後ほどお読みいただきたいと思います。

それでは、議案の方をご覧くださいと思います。

令和7年度後志広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,333万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億8,884万1,000円とする。

第2項については、朗読を省略させていただきます。

令和8年2月27日提出、後志広域連合長鎌田満。

それでは事項別明細書の歳出からご説明いたします。

15ページをご覧ください。

1款、1項、1目「一般管理費」、788万8,000円。内容としましては、普通旅費の実績見込みによる減額。また、給与改定による介護保険課職員人件費負担金の増額となっております。

12節「委託料」につきましては、令和7年度税制改正に伴う介護保険システム改修費の増額となっております。こちらの令和7年度税制改正に伴うシステム改修費につきましては、令和8年1月9日発出の介護保険最新情報において、追加で前年度非課税者に係る特例減免の取り扱いについて通知があったことから、システムの追加改修がさらに必要となる可能性がございます。当該改修が必要となった場合には、令和8年度当初賦課業務に支障をきたさないよう、専決による補正予算にて対応する予定であることをあらかじめ申し添えます。

16ページ中段をご覧ください。

3項、1目「認定審査会」、569万7,000円の減額。こちらにつきましては、認定審査会の人件費を含む事務経費となっており、羊蹄山麓、南後志、岩宇地区それぞれの実績見込みより減額となっております。なお、北後志地区の補正はございません。

17ページをご覧ください。

2款、1項、1目「介護サービス等給付費」、5,077万6,000円の減額。こちらにつきましては、12月までの介護給付費の支払実績から減額としております。町村別、サービス別の執行見込みにつきましては、別添の資料1に記載しておりますので、後ほどご確認願います。

18ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目「介護予防生活支援サービス等事業費」、132万9,000円を追加。

同じく18ページ中段の2 項、1 目「包括的支援事業・任意事業費」、1,332万4,000円を追加。

それぞれ町村に委託している地域支援事業に係る委託料となっており、介護予防・日常生活総合事業（包括的支援事業・任意事業）共に、町村から受けた事業実績の報告から追加するものがございます。

18ページ下段、4 款、1 項、1 目「介護保険基金積立金」、25万円の追加。こちらにつきましては、介護保険基金の預金金利が上昇したことにより増額するものがございます。

19ページをご覧ください。

6 款、1 項、2 目「第1号被保険者保険料還付金」、35万円の追加。介護保険料の還付金について、今年度の実績見込みにより増額するものがございます。要因としましては、所得段階が9段階から13段階になり、高所得者層の還付金対象者が増えたことによるものがございます。以上が歳出の補正となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

5ページにお戻りください。

2 款、1 項、1 目「広域連合負担金」、445万8,000円の減額。介護給付費、地域支援事業及び事務費等に係る町村負担金となっております。

1 節「介護給付費町村負担金」につきましては、介護給付費支出見込減に伴い、町村負担金についても減としております。

続いて、6ページ中段から7ページの2 節「地域支援事業町村負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）」及び3 節「地域支援事業町村負担金（包括的支援事業・任意事業）」につきましては、それぞれ関係町村の実績見込みから増額としております。

9ページをご覧ください。

4 節「事務費等町村負担金」につきましては、派遣職員人件費の増によるもの。

10ページ下段の5 節「介護認定審査会町村負担金」につきましては、各審査会からの実績見込みから減としております。1 節から5 節までの区分別、町村別の増減につきましては、議案の説明欄に記載のとおりとなっており、補正後の町村負担金額につきましては、別添の資料に記載しておりますので、後ほどご確認願います。

続きまして、12ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目「介護給付費負担金」、1,024万円1,000円の減額。介護給付費支出見込額から算出した国庫負担金の減額でございます。

同じページの3 款、2 項「国庫補助金」につきましては、1 目から6 目までの増減を合わせまして179万5,000円の減額でございます。

1 目「調整交付金」につきましては、介護給付費等の支出見込額より減額しております。

2 目、3 目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」、「（包括的支援事業・任意事業）」につきましては、関係町村の実績見込みからそれぞれを増額しております。

4 目「保険者機能強化推進交付金」、6 目「介護保険事業費補助金」につきましては、それぞれ国の内示から減額、追加を行っております。

続きまして、13ページをご覧ください。

4 款、1 項「支払基金交付金」の総額で、1,346万8,000円の減額。内容につきましては、3 款「国庫支出金」と同様に、介護給付費、地域支援事業費の支出見込額から増減を行っております。

5 款、1 項「道負担金」、626万3,000円の減額。2 項「道補助金」264万3,000円の増額。こちらの内容については、介護給付費、地域支援事業の支出見込みから道負担金及び道補助金の増減を行っております。

14ページをご覧ください。

6 款、1 項、1 目「利子及び配当金」、25万円の追加。介護保険基金の預金金利が上昇したことにより増額するものがございます。

なお1ページからの第1表歳入歳出予算補正及び3ページからの歳入歳出予算事業別明細書の総括につきましては、ただいまご説明しました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

はい、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終了いたします。
討論を行います。
討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。
これより議案第5号「令和7年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。
したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

○ 議長（岩井英明）

ここで10分休憩しますか。
いいですか。
10分休憩します。

休憩 15時37分
再開 15時44分

○ 議長（岩井英明）

はい、会議を再開いたします。

◎令和8年度予算審議について

○ 議長（岩井英明）

日程第10、議案第6号「令和8年度後志広域連合一般会計予算」から日程第12、議案第8号「令和8年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」までを議題といたします。
予算の審議に当たりましては、議会運営委員長より、予算特別委員会は設置せず、本会議で審議することの決定がなされた旨の報告がありました。お諮りいたします。
議案第6号から議案第8号までの予算議案3件につきましては、本会議で審査することにしたと思います。
これにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号から議案第8号までについては、本会議で審査することに決定いたしました。

◎日程第10 議案第6号

○ 議長（岩井英明）

日程第10、議案第6号「令和8年度後志広域連合一般会計予算」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 事務局長（高橋俊光）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

高橋事務局長。

○ 事務局長（高橋俊光）

令和8年度一般会計予算の審議に当たりまして、A3一枚物の「概要版」を添付しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

はじめに、「概要版」によりご説明申し上げます。

1の当初予算額ですが、令和8年度予算額は2億1,282万円で、前年度と比較して886万3,000円の増です。

2の歳出の主な増減といたしましては、(1)の1款「議会費」が、17万円の増。旅費規定の改正に伴う旅費の増、議会会場借上料の増となっております。

(2)の2款「総務費」は、1,765万円の増となっております。

内容としましては、ここに記載のとおり給与改定に伴う報酬等の人件費、委託料で広域連合サーバOS（これはコンピュータを制御するシステムでございます。）のサポート終了による更新業務、備品購入費では会議や研修を対面式とオンラインを同時に行うハイブリッドで開催するための備品、負担金については、すべての会計に共通するものですが派遣職員の負担上限額の廃止による負担金の増。徴税費では、財産調査システム検証に係るシステム利用料などの新規計上となっております。

(3)の3款「民生費」につきましては、895万7,000円の減。重層的支援体制整備事業委託料、低所得者保険料軽減負担金繰出金がそれぞれ減額となっております。

3の、歳入における町村負担金ですが、通常事務費分はサーバOS更新などにより1,772万2,000円の増となった一方で、低所得者保険料軽減町村負担分で127万4,000円の減、重層的支援体制整備事業町村負担分、これは京極町の実施となりますが、53万5,000円の減となります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第6号「令和8年度後志広域連合一般会計予算」。

令和8年度後志広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,282万円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和8年2月27日提出、後志広域連合長鎌田満。

歳入歳出に係る前年度との比較、また、主な増減理由につきましては、「資料1」を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

なお、新年度予算の説明につきましては、新たに予算計上されたものや、前年度に比較して、大幅に予算額が増減したものを、主に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

20ページをご覧ください。

1款、1項、1目「議会費」、本年度予算額168万3,000円。議会開催に係る経費など例年同様の予算をお願いするもので、1節の「報酬」から21ページ13節の「材料及び賃借料」ま

で、ご覧のとおりでございます。

なお、昨年度は中止としました視察研修について、報酬、旅費等を計上しております。

22ページをご覧ください。

2款、1項、1目「一般管理費」、本年度予算額8,257万円。副連合長給料、事務所借上料、派遣職員人件費に対する負担金など管理経費に関する予算でございます。

26ページをご覧ください。

12節「委託料」につきましては、下から3行目、業務用端末サーバOS更改業務委託料1,248万3,000円を新規計上しております。これは令和元年度以来の更新で、広域連合及び関係町村が使用しているシステム端末のサーバOSが、メーカーのサポート終了に伴い27台分を更新するものでございます。

27ページをご覧ください。

13節「使用料及び賃借料」は、事務所借上料のほかご覧の内容でございます。

28ページをご覧ください。

17節「備品購入費」の庁用備品につきましては、会議や研修を対面式とオンラインで同時開催する際に使用、大型モニター、マイクスピーカなどを計上しております。

18節「負担金補助及び交付金」につきましては、派遣職員の人件費を計上していますが、職員の異動や負担金上限の廃止により264万5,000円の増額を見込んでおります。

30ページをご覧ください。

2項、1目「税務総務費」、本年度予算額2,815万2,000円。3節「職員手当等」から31ページの18節「負担金補助及び交付金」まで、ご覧のとおりでございます。

31ページの13節「使用料及び賃借料」では、金融機関に対する預貯金調査のオンライン化の導入を検討するために使用するシステムの利用料を計上しております。

33ページをご覧ください。

3項、1目「選挙管理委員会費」、前年度同額の計上でございます。

34ページをご覧ください。

4項、1目「監査委員費」、前年度比較で1万円の増額です。

35ページをご覧ください。

3款「民生費」につきましては、1項、1目「社会福祉総務費」では、重層的支援体制整備事業における委託料を計上し、2目「老人福祉費」では、介護保険会計への繰出金を計上しておりますが、どちらも前年度比較で386万7,000円、509万円の減としております。

36ページの4款、1項、1目「利子」、37ページの5款、1項、1目「予備費」につきましては、前年度同額の計上でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

8ページにお戻りください。

1款、1項、1目「負担金」、本年度予算額1億2,727万2,000円。1節「町村負担金」、1億835万1,000円、各町村の負担額は説明欄のとおりでございます。

なお、参考資料として「資料2」で負担金算出調書を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

9ページをご覧ください。

2節「低所得者保険料軽減町村負担金」、1,892万1,000円。介護保険料軽減に係る町村負担金でございます。

11ページをご覧ください。

2目「特定事業負担金」、本年度予算額430万5,000円、重層的支援体制整備事業町村負担金でございます。

12ページをご覧ください。

2款、1項、1目「低所得者保険料軽減国庫負担金」、本年度予算額3,784万4,000円でございます。

13ページをご覧ください。

2項、1目「重層的支援体制整備事業交付金（介護予防・日常生活支援総合整備事業分）」が63万円。2目の「(包括的支援事業分)」が803万1,000円。合計で866万1,000円が国庫負担分で

ございます。

14ページをご覧ください。

3款、1項、1目「低所得者保険料軽減道負担金」、1,892万2,000円でございます。

15ページをご覧ください。

2項、1目「重層的支援体制整備事業交付金（介護予防・日常生活支援総合整備事業分）」が28万5,000円。2目の「(包括的支援事業分)」が、401万6,000円。合計で430万1,000円が道負担分でございます。

16ページをご覧ください。

4款、1項、1目「重層的支援体制整備事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合整備事業分）」が、108万5,000円。2目の「(包括的支援事業分)」が、479万9,000円。合計で588万4,000円が重層的支援体制整備事業の財源として介護保険会計から一般会計へ繰り入れられます。

17ページの5款、1項、1目「繰越金」、18ページの6款、1項、1目「預金利子」は、例年同様の計上です。

19ページの2項「雑入」は歳出の給与費と連動する社会保険料等で9万8,000円を増額しております。

なお、1ページの第1表歳入歳出予算及び5ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括につきましては、ただいまご説明を申し上げました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

はい、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

○ 議員（熊谷雅幸）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

熊谷議員。

○ 議員（熊谷雅幸）

先ほど説明ありましたけど、26ページのサーバの更新業務なんですけれど、今年度1年間だけの臨時的な支出というふうに考えてよろしいのでしょうか。

確認だけさせていただきます。

○ 事務局長（高橋俊光）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

事務局長。

○ 事務局長（高橋俊光）

はい、ただいまの質問にお答えします。

今年度更新することで単年度事業となっております。

以上です。

○ 議員（熊谷雅幸）

わかりました、ありがとうございます。

○ 議長（岩井英明）

よろしいですか。

○ 議員（熊谷雅幸）

はい。

○ 議長（岩井英明）

その他質疑ございませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより議案第6号「令和8年度後志広域連合一般会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第7号

○ 議長（岩井英明）

次に日程第11、議案第7号「令和8年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

埜口国民健康保険課長。

○ 国民健康保険課長（埜口浩司）

議案第7号「令和8年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

一般会計同様、概要資料により説明をさせていただきます。

概要資料はA3版の縦のものになりますので、よろしく願いいたします。

それでは1の全体事項になりますが、令和8年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ69億336万9,000円で、前年度当初予算との比較では、3,872万4,000円の減となります。

歳出の主な増減内容ですが、1款「総務費」では、国保連合会負担金の増などにより627万7,000円の増。

2 款「保険給付費」では、道が納付金の算定で使用した医療費推計により7,299万4,000円の減。

3 款「国民健康保険事業費納付金」では、道の算定による納付金で1,881万円の増。

4 款「保健事業費」では、関係町村が実施する事業により、918万3,000円の増となります。資料中段の図は、予算構成の概略図です。

左側が歳出、右側が歳入です。

歳出の2 款「保険給付費」と、歳入の2 款「道支出金普通交付金」は、同額の46億円となります。

その下は、歳出の納付金と歳入の分賦金の関係性を示しております。会計の性質上、保険給付費の次に納付金が大きなウェートを占めております。

資料の下段となります。

(1) 保険給付費は、道が算定した医療費推計に基づき計上しており、広域連合全体の保険給付費総額は7,300万円の減となっています。

(2) 道に納める納付金については、医療給付費分等で減額しているものの、令和8年度から新設された子ども・子育て支援納付金約4,400万円により、全体では1,900万円の増となっております。

概要資料につきましては以上となります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げますのでお願いいたします。

議案第7号「令和8年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」。

令和8年度後志広域連合の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ69億336万9,000円と定める。

第2号以降の規定については、朗読を省略させていただきます。

令和8年2月27日提出、後志広域連合長鎌田満。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳出からご説明をさせていただきますので、20ページをお開き願います。

なお、説明につきましては、前年度予算額を省略し、予算額が大きく増減したものを主に説明させていただきます。

それでは、3「歳出」、1款、1項、1目「一般管理費」、6,732万3,000円。1節「報酬」から4節「共済費」までは、一般職及び会計年度任用職員の人件費です。

21ページの8節「旅費」から24ページの11節「役務費」までは、例年とほぼ同様の内容となっておりますので、詳細の説明は省略いたします。

24ページの12節「委託料」、1,226万3,000円は、国民健康保険団体連合会へ支払う共同電算処理委託料や市町村事務処理標準システムの利用に係る電算システム保守管理業務委託料となります。

25ページをお願いします。

18節「負担金補助及び交付金」、3,334万6,000円。派遣職員の人件費負担金については、1名減員して4名分を計上しております。

2目「連合会負担金」、4,903万5,000円。国保連合会の一般管理経費や各種システムの運用経費、また新規分として、子ども・子育て支援金に係るシステム改修経費を計上しております。

26ページをお開き願います。

2項、1目「運営協議会費」、36万6,000円。国保運営協議会開催等に伴う経費です。

27ページをお願いします。

3項、1目「特別対策事業費」、432万3,000円。医療費適正化に係る費用で、11節「役務費」は、主に医療費等通知の郵便料、12節「委託料」は、柔道整復施術療養費の委託料となります。

28ページをお開き願います。

2款「保険給付費」ですが、1項「療養諸費」から5項「葬祭諸費」までは、道が国保事業費納付金算定時に使用した医療費推計に基づく計上となります。

2款、1項、1目「療養給付費」、38億9,723万4,000円。2目「療養費」、2,939万5,000円。

3目「審査支払手数料」、863万3,000円です。

29ページをお願いします。

2項、1目「高額療養費」、6億3,822万2,000円。2目「高額介護合算療養費」、35万2,000円。

3目「高額外来年間合算療養費」、89万6,000円です。

30ページをお開きください。

3項、1目「移送費」は、前年度と同様の予算内容です。

31ページになりますが、4項、1目「出産育児一時金」、2,752万1,000円。18節「負担金補助及び交付金」の出産育児一時金は、1件50万円として55名分を計上しております。

32ページになります。

5項、1目「葬祭費」、240万円。80件分を計上しております。

33ページですが、3款「国民健康保険事業費納付金」、こちらは道に納める費用です。1項、1目「医療給付費分」、14億217万8,000円。

34ページをお開きください。

2項、1目「後期高齢者支援金等分」、4億1,890万4,000円。

35ページになります。

3項、1目「介護納付金分」、1億6,251万8,000円。

36ページをお開きください。

4項、1目「子ども・子育て支援納付金分」。令和8年度からの新設により4,441万7,000円。続きまして、37ページをお願いいたします。

4款「保健事業費」につきましては、各町村が実施する事業費の積み上げによる計上です。

1項、1目「特定健康診査等事業費」、1億1,390万1,000円。主なものとしまして、41ページになりますが、12節「委託料」で、4,609万7,000円。特定健診等委託料3,952万9,000円は、広域連合が関係町村に委託して事業を実施しているもので、関係町村から提示された金額となります。

44ページをお開き願います。

18節「負担金補助及び交付金」、6,137万8,000円。国保連合会負担金3,885万7,000円は、国保連合会が実施している受診率向上支援等共同事業について、主に11町村が事業に取り組む費用です。特定保健指導等人件費負担金は、565万3,000円です。

45ページになりますが、国保ヘルスアップ事業負担金は1,667万9,000円で、5町の保健事業に係る事業費となります。道からの交付金を活用し各町村で契約し、導入するものとなります。

46ページをお開き願います。

4款、2項、1目「疾病予防費」、3,055万3,000円。7節「報償費」から11節「役務費」までは、特定健診同様、各町村における事業費の積み上げ等により計上しております。

48ページをお開きいただき、中段の12節「委託料」、1,886万1,000円は、関係町村が実施する短期人間ドック等の検診等に係る委託料です。

49ページ中段からの18節「負担金補助及び交付金」は、関係町村における予防接種事業等に対する負担金の合計で1,055万2,000円です。町村別内訳は、説明欄記載のとおりです。

51ページの5款「公債費」、52ページの6款「諸支出金」、53ページの7款「予備費」につきましては、例年と同様の内容ですので詳細の説明を省略させていただきます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページにお戻りください。

1款、1項、1目「国民健康保険分賦金」、21億3,982万4,000円。分賦金の内訳につきましては、1節「医療給付分」、15億1,398万2,000円。10ページ下段の2節「介護保険分」、1億6,251万8,000円。12ページをお開きいただき、3節「後期高齢者分」、4億1,890万4,000円。14ページとなりますが、4節「子ども・子育て分」、4,441万7,000円です。各町村の額につきましては、説明欄に記載のとおりです。

続いて、16ページをお開き願います。

2款、1項、1目「保険給付費等交付金」、47億6,192万8,000円。1節「保険給付費等交付金（普通）」、46億466万3,000円は、歳出の2款「保険給付費」に充てる費用として、道から交付されるもので、歳出2款の合計額と同額となっております。

2節「保険給付費等交付金（特別）」分、1億5,726万5,000円は、保健事業などを点数化して交付される保険者努力支援分、健康づくりなどの個別に取り組む事業に対して交付される特別調整交付金と道繰入金2号分、特定健診の実施に要する費用を対象とする特定健康診査等負担金となります。

17ページをお願いします。

3款、1項、1目「繰越金」は、前年度からの繰越金1万円。

18ページをお開き願います。

4款、1項、1目「預金利子」、1万円。

19ページですが、4款、2項について、1目「第三者納付金」、2目「返納金」は、予算科目設定の理由による計上額となり、3目「雑入」は、主に一般職と会計年度任用職員それぞれの社会保険料等を計上しております。

以上、令和8年度国民健康保険事業特別会計の予算となります。

なお、1ページからの第1表歳入歳出予算及び6ページからの歳入歳出予算事項別明細書1総括につきましては、ただいま説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

また、議案の後ろに資料を添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより議案第7号「令和8年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第8号

○ 議長（岩井英明）

次に日程第12、議案第8号「令和8年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○ 介護保険課長（田中哉利）

はい、議長。

○ 議長（岩井英明）

田中介護保険課長。

○ 介護保険課長（田中哉利）

議案第8号「令和8年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。

一般会計、国保会計同様、予算の概要をつけておりますので、そちらをご覧ください
歳入歳出予算総額65億8,619万8,000円、前年度と比較すると1億5,336万8,000円、2.38%増額となっております。

概要につきましてご説明いたします。

令和8年度予算につきましては、第9期介護保険事業計画の最終年度、第10期事業計画の策定年度となっております、これらに係る各種事業の経費を計上しているところでございます。

また、福祉人材確保事業、コンビニ収納などの新規事業や、令和8年度から運用開始となる介護情報基盤に係るシステム改修費等を計上しているところでございます。

介護給付金につきましては、この間の実績からの伸び率、見える化システムの推計値等を勘案し計上し、地域支援事業費につきましては、構成町村から報告がございました予算額調書に基づき計上しているところでございます。

主な増減内容につきましては記載のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただくようお願いいたします。

それでは議案の方お願いいたします。

令和8年度後志広域連合の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億8,619万8,000円と定める。

第2項以降につきましては、朗読を省略させていただきます。

令和8年2月27日提出、後志広域連合長鎌田満。

それでは予算の説明につきまして、前年度と比較しまして、大幅に増減があったものを中心に
ご説明させていただきます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明いたします。

34ページをお開きください。

1款、1項、1目「一般管理費」、1億5,872万2,000円。1節「報酬」から4節「共済費」につきましては、プロパー職員及び会計年度任用職員の人件費となっております。令和8年度より、プロパー職員の1名増を予定していることから、増額計上しております。

35ページ下段、7節「報償費」、22万5,000円。介護事業所の支援強化として、新たな研修を予定していることから増額としております。

8節「旅費」、154万6,000円につきましては、介護の専門研修、全国会議、先進地視察等に係る旅費となっております。

36ページをご覧ください。

10節「需用費」、11節「役務費」につきましては、例年同様の内容となっております。

37ページをご覧ください。

12節「委託料」、4,834万1,000円。例年同様、電算システム及びマイナンバー環境整備保守業務委託料に加えまして、令和8年度より実施となる介護情報基盤連携に係るシステム改修費及び令和7年度に実施いたしました人材確保事業、福祉大学生インターンシップの受け入れですが、これらについて継続実施するため、予算を組み替えて計上しているところでございます。こちらにつきましては3地区×5名×5泊として計上しているところでございます。

13節「使用料及び賃借料」、509万3,000円。令和7年度のシステム標準化に伴いまして、システム稼働に係る地域クラウド利用料を新たに計上しております。

38ページをご覧ください。

18節「負担金補助及び交付金」、5,709万4,000円。国保連合会負担金のほか、介護保険課派遣職員の人件費を計上しております。

40ページをご覧ください。

2項、1目「賦課徴収費」、1,023万4,000円。10節「需用費」から12節「委託料」までにつきましては、賦課徴収に係る事務費及び納入通知書印刷に係る費用を計上しております。こちらにつきましては、令和8年度の当初賦課から実施するコンビニ収納に係る経費を新たに計上しております。導入目的につきましては、被保険者の利便性向上、特に支払窓口数の地域間格差の解消。またこれにより、普通徴収の期限内納付などの安定的収納も期待できることから導入するものでございます。

11節「役務費」では、コンビニ収納に係るイニシャルコストと運用に係るランニングコストを計上。12節「委託料」では、導入に係る経費を計上しており、こちらにつきましては、令和8年度限りの計上となっております。

42ページをご覧ください。

3項、1目「認定審査会費」、5,005万4,000円。4地区の認定審査会に係る委託料及び負担金でございます。

12節「委託料」は、南後志、羊蹄山麓地区の認定審査会に係る経費、18節「負担金補助及び交付金」は、岩宇地区、北後志地区の認定審査会に係る経費を計上しております。

43ページをご覧ください。

4項、1目「計画策定委員会費」、784万5,000円。令和8年度は第10期事業計画の策定年となっており、策定検証委員会開催に伴う費用に加え、計画策定委託料について計上していることから、大きく増となっております。

44ページをご覧ください。

2款、1項、1目「介護サービス等給付費」、57億2,178万4,000円。11節「役務費」、18節「負担金補助及び交付金」につきましては、各種給付費に係る費用について計上しております。前年度と比較しますと約9,400万円、1.68%を増額となっております。

サービスごとの給付費予算につきましては、議案の44から45ページの説明欄に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

前年度当初と比較しますと、全体的に減としてなっている中で、施設介護サービス給付費については、約1億7,000万円、5.26%の増となっているところでございます。

46ページをご覧ください。

3款、1項、1目「介護予防・生活支援サービス事業費」、1億7,859万3,000円。地域支援事業の総合事業に係る経費となっており、前年度と比較し約1,500万円の減額となっております。

12節「委託料」につきましては、関係町村から報告された事業費については、前年度と比べ約630万円の増となっておりますが、令和7年度に計上しておりました計画策定調査委託料、こちらにつきましては、事業計画策定に係るニーズ調査費用となっておりますが、1,340万円が不用となり約700万円の減額となっております。

18節「負担金補助及び交付金」につきましては、令和7年度の町村ごとの実績見込みより算定しており、約790万円の減額としております。

47ページをご覧ください。

2項、1目「包括的支援事業・任意事業費」、4億4,599万6,000円。地域支援事業の包括的支援事業・任意事業に係る経費となっており、前年度と比較し、約4,170万円の増額となっております。

12節「委託料」につきましては、地域包括支援センターの運営費用、町村における任意事業費、広域連合で実施しますケアプラン点検費用、アドバイザー業務委託料となっております。増額の要因としましては、関係町村が実施する生活支援コーディネーターの事業拡大や新規で就労支援コーディネーター事業を行う町村が増えていることが、大きな要因となっております。

48ページをご覧ください。

4款、1項、1目「介護保険基金積立金」、167万5,000円。基金の利子分として計上しております。

49ページをご覧ください。

5 款、1 項、1 目「利子」、10万円。一時借入れの利子として前年同様の額を計上しております。

5 0 ページをご覧ください。

6 款、1 項、1 目「償還金」、1,000円。前年度同様の額を計上しております。

2 目「第 1 号被保険者保険料還付金」、130万円。令和 7 年度実績から増額としております。

3 目「第 1 号被保険者保険料還付加算金」、1万円。前年と同額を計上しております。

5 1 ページをご覧ください。

2 項、1 目「一般会計繰出金」、588万4,000円で、構成町村における重層的支援体制整備事業の実施により、法令根拠上、一般会計で取り扱う必要があるため、財源となる保険料分について、一般会計に繰り出すものでございます。

5 2 ページをご覧ください。

7 款、1 項、1 目「予備費」400万円。昨年度と同額の400万円を計上しております。

以上が歳出の説明となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

1 1 ページにお戻りください。

1 款、1 項、1 目「第 1 号被保険者保険料」、10億9,336万1,000円。全体で約590万円の増額となっております。1 節「現年度分」につきましては、前年度と比べ540万円増としております。令和 7 年度の実績見込みから推計しております。

1 2 ページをご覧ください。

2 款、1 項、1 目「広域連合負担金」、10億2,635万2000円。1 節「介護給付費町村負担金」については、給付費の 1 2. 5 %相当分7億1,522万3,000円を計上しております。

1 3 ページ下段、2 節「地域支援事業町村負担金（介護予防・日常生活支援総合事業）」に係る負担金については、総合事業費の 1 2. 5 %相当分2,397万4,000円を計上しております。

1 5 ページをご覧ください。

中段、3 節「地域支援事業町村負担金（包括的支援事業・任意事業）」に係る負担金につきましては、包括的支援事業の事業費の 1 9. 2 5 %相当分8,588万8,000円を計上しております。

1 7 ページをご覧ください。

4 節「事務費等町村負担金」、1億5,121万3,000円については、総務費等の費用を積み上げたものを計上しております。

1 8 ページ下段、5 節「介護認定審査会町村負担金」、5,005万4,000円となっております。

これら 1 節から 5 節までの町村別の負担金額は、議案の説明欄に記載、または別途資料に町村負担金算出調書を添付しておりますので、後ほどご確認願います。

2 1 ページをご覧ください。

3 款、1 項、1 目「介護給付費負担金」、9億5,369万1,000円。介護給付見込額から国の負担分を算定し、前年度より約900万円増額し計上しております。

2 2 ページをご覧ください。

2 項、1 目「調整交付金」から 4 目「保険者機能強化推進交付金」につきましては、各種事業に係る国からの補助金となっており、それぞれ歳出見込みから交付となる基準額に調整見込率を乗じて算出した額を計上しております。

2 3 ページをご覧ください。

4 款、1 項、1 目「介護保険交付金」、15億4,488万1,000円。介護給付費に係る支払基金負担金として、給付費の 2 7 %相当額を計上しております。

2 目「地域支援事業交付金」、5,240万円。地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業費）の 2 7 %相当額を計上しております。

2 4 ページをご覧ください。

5 款、1 項、1 目「介護給付費負担金」、9億588万8,000円。介護給付費給付見込額から道の負担分を算定し、前年度より約2,180万円増額し計上しております。

2 5 ページをご覧ください。

2 項、1 目「地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）」、2 目「地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）」については、各種事業に係る道からの補助金となって

おり、それぞれ歳出見込額から交付となる基準額に調整見込率を乗じて算出した額を計上しており、3目「介護従事者確保総合推進事業補助金」については、福祉人材確保事業に対する補助金として新規計上しております。

26ページをご覧ください。

6款、1項、1目「利子及び配当金」、167万5,000円。介護保険基金利子収入でございます。

27ページをご覧ください。

7款、1項、1目「低所得者保険料軽減繰入金」、7,568万4,000円。介護保険料の第1から第3段階までの保険料軽減分で一般会計からの繰入れされるものです。減となった理由につきましては、対象となる被保険者数の見込みが減となるためでございます。

28ページをご覧ください。

2項、1目「基金繰入金」、1億4,207万6,000円。歳入歳出の差分として計上しております。これにより、令和6年度から8年度までの介護保険事業計画期間の繰入総金額は、計画額2億7,000万円に対し、2億7,418万6,000円となります。

29ページをご覧ください。

8款、1項、1目「繰越金」、130万1,000円。第1号保険料還付金等に充てる財源として計上しております。

30ページから33ページの9款「諸収入」については、例年と同様の内容になりますので、説明を省略させていただきますが、33ページの4項、3目「雑入」につきましては、当課ブローパー職員の社会保険料等となっており、1名増員となる予定から増額して計上しております。

以上、令和8年度介護保険事業特別予算となります。

1ページからの第1表歳入歳出予算及び7ページからの歳入歳出予算事項別明細書の総括につきましては、ただいまご説明いたしました内容の再掲でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（岩井英明）

はい、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

討論なしと認めます。

これより議案第8号「令和8年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（岩井英明）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣言

○ 議長（岩井英明）

以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和8年第1回後志広域連合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 16時34分

上記会議の経過は、書記 松田典明の記載したものであるが、

その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

議長 岩井英明

署名議員 奥田茂

署名議員 中村厚子